

高山市図書館「煥章館」照明LED化改修工事

図 面 リ ス ト		
図 番	図 面 名 称	縮 尺
0 1	特記仕様書	-
0 2	特記仕様書（電気設備）	-
0 3	配置図・案内図	S=1/400
0 4	現況 1 階（地階）照明器具配置図	S=1/130
0 5	改修 1 階（地階）照明器具配置図	S=1/130
0 6	現況 2 階・突塔照明器具配置図	S=1/130
0 7	改修 2 階・突塔照明器具配置図	S=1/130
0 8	照明器具姿図	-
0 9	照明器具カタログ 1（参考）	-
1 0	照明器具カタログ 2（参考）	-

※図面の縮尺はA 2 版サイズによるものとする。

設計・監理：設計室ALL 株式会社

特 記 仕 様 書					
工 事 概 要		分別収集	分別収集する。	2. 仮設工事	
工事名称	高山市図書館「煥章館」照明ＬＥＤ化改修工事	施工計画書	(1) 次の工程に該当する工事の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。	仮囲い	監督員との協議による。
工事場所	高山市馬場町 地内		・ 仮設工事 ・ 機械設備工事 (●) 電気設備工事 (●) その他（監督員の指示による工事）	足場	監督員との協議による。
区 域	第一種住居地域	電気保安技術者	(●) 適用する ・ 適用しない	工事用電力用水	請負者の負担による。
工事種別	照明器具取替	電子メールの利用	本工事の施工中における請負者と発注者間の情報共有は、電子メールを利用すること。運用にあたっては、	監督員事務所	不必要。監督員との協議による。
構 造	ＲＣ造 地上３階建て 地下１階		「電子メールを活用した情報共有における運用指針」による他、工事着手前協議時に監督員と協議の上、決定する。	作業用倉庫	不必要。監督員との協議による。
規 模	延床面積：3,901.63㎡	施工中の安全確保	次の工種の工事を施工する場合は、工事車両の通行する各要所に保安要員を配置して、通行者の安全確保を図る。	工事車両	工事車両の駐車場は、監督員及び関係者との指示による。
工事範囲	設計図書記載部分全てとする。		・ 仮設材の組立及び解体時	工事用進入路	(1) 関係者立会いの上、現況確認の把握をする。
			(●) 主要資材の搬入搬出が頻繁に行われる時		(2) 工事用進入路は監督員・関係者との協議による。
			(●) その他必要と認められる時。（監督員と協議の上必要と思われる場合）		(3) 工事用進入路の整備及び使用後の復旧形状は現状復旧とする。
	特 記 仕 様 書	施工中の環境保全等	現場において発生する騒音・振動等は極力防止し、近隣住民等への影響を少なくして施工日、施工時間を考慮のうえ		(4) 工事用進入路の整備復旧は、すべて本工事とする。
1. 共通事項			施工するものとする。又、近隣住民等への安全対策には十分注意すること。	工事表示板及び看板	工事看板は施工中、監督員の指示する場所に建設業許可票・労災保険関係成立票・建退共加入標識・施工体系図
適用範囲	この特記仕様書、図面及び現場説明書（質疑応答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁	車両の適正燃料	ディーゼルエンジンを動力とする車両にはＪＩＳ規格の軽油を使用すること。		・有資格者一覧表・緊急時連絡表等、各種法令規則に定める看板を掲示する。
	営繕部監修の公共工事標準仕様書（令和7年版）（以下「標仕」という。）建築・電気・機械、公共改修工事標準仕様書（令和7年版）	養生	工事の施工に伴い、既存築造物部分、工事目的物の施工済み部分等に汚染又は損傷を与えた場合は、		
	（以下「改標仕」という。）建築・電気・機械、建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和4年版）による。		請負者の責任において構造及び仕上げを原形に復旧する。	3. その他	
	設計図書に相違がある場合の優先順位は次による。	軽微な変更	現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状・寸法等の軽微な変更は、監督員の指示による。	施工時の注意事項	施工日については、施設が図書館であることから月末の休館日に施工することが望ましいが、
	1）質疑回答書 2）現場説明書 3）特記仕様書		なお、この場合、請負額の変更は行わない。		やむを得ず施設の営業日に施工する場合は、施設利用者及び関係者に十分注意し施工すること。
	4）図面 5）改標仕 6）標仕	事故報告	工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に提出する。		施工にあたり本工事と関係無い部分は、損傷させないように十分注意すること。
記載なきもの	設計図書に明記なき事項でも、必要と認められる事項は、請負金額の範囲内において監督員の指示のもとに施工すること。	材料等	(1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のもの		疑義や詳細等については監督員と協議にて決定とする。
疑義等	設計図書に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。		とする場合は、監督員の承諾を受ける。		
特記仕様	(1) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。		使用する建築材料が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価	週休2日制工事の実施	・本工事は、完全週休2日を原則とした完全週休2日制(土日)工事（現場閉所）とする。
	(2) 「大規模地震対策特別措置法」による警戒宣言が発せられた場合、被害想定される地域においては工事請負人は人身		名簿（令和8年版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書1. 4. 2. bの品質及び性能を有することの証明		※詳細は「高山市発注の建設工事に係る完全週休2日制(土日)工事実施要領」に従うこと。
	の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに工事中断の措置をとること。		となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定されている製作図、試験成績書等は除く。		
	又この事態が発生した場合は、契約書（臨機の措置）によって処理されたものとする。		(2) 室内に使用する合板、接着剤等は原則としてF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料等が無い場合は、F☆☆☆又は		
工事実績情報の登録	請負金額5 0 0万円以上の場合は、工事実績情報サービス（OORINS）に契約後1 0日以内に登録すること。		その同等品の揮発性有機化合物（VOC）の放出量の少ない材料とし、監督員の承諾を受ける。		
下請契約及び使用資材について	本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手側を高山市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）	特別な材料の工法	共にに定められていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。		
	に規定する営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。	技能士	技能士に施工させるよう努めること。		
	本工事において、工事材料に係る納入契約をする場合には、当該契約の相手には、高山市内に本店を有する者の中から選定するよう努めると共に、	施工の検査・立会い等	監督員の指示に従うこと。		
	調達する工事材料は高山市内での生産品（高山市内での生産のない物にあっては、岐阜県産）を選定するよう努めること。	完成図	完成図A 3 版製本、タイトル文字付を2部提出する。		
産業廃棄物の適正処理	請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並び		完成図電子データ：C A Dにより作成（保存形式D X F）し、保存媒体はC Dにて提出する。		
	に処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されている	官公庁手続	工事に必要な諸届、諸手続きは請負者が速やかに処理し、この経費は請負者の負担とする。		
	ことを確認しなければならない。	法令の遵守	以下の法令等の他、関係する法令、通達等を遵守すること。なお、法令等に基づく届出等は請負者において作成し		
再生資源利用計画書及び	建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、		提出すること。		
再生資源利用促進計画書	また、工事完了後に同計画書の実施報告書を提出すること。（建設副産物情報交換システム コプリス・プラスを利用すること。）		・労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則		
	特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第1 8条に基づき監督員に報告すること。		・大気汚染防止法、同施行令、同施行規則		
建設副産物の管理	建設副産物の管理については「高山市建設工事における建設副産物管理の運用について」を適用する。		・石綿障害予防規則		
	また、同運用による「建設副産物処理計画書」ならびに記載数量計算書を作成添付し提出すること。		・作業環境測定法、同施行令、同施行規則		
	廃棄物マニフェスト及び計量伝票を提示できるよう整備し提示すること。		・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則		
	有価物がある場合は、有価物の処理伝票と有価処理の総額等がわかる資料を整備し提示すること。		・岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例、岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則		
建設工事保険	建設工事保険の加入を行う。（完成期限後15日まで）加入を証する書面の写しを工事着手後14日以内に提出すること。		・岐阜県アスベストの排出及び飛散防止に関する条例（H17. 11. 1施行）		
提出書類	高山市ホームページ上に示された書類とし、監督員協議によりその一部を省略することができる。		・騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例		
実施状況の提出	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる		・P C B廃棄物特別処理法、フロン回収破壊法、家電リサイクル法		
	項目について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。		・電気事業法、自然公園法、その他関係法令等		
重点監督対象工事	当該工事が高山市重点監督対象工事となった場合は、その取扱いによるものとする。	工事公害	工事搬入撤去による公共道路の清掃、保安及び修繕は施工者の責任において行うこと。		
工事着手前協議	1. 本工事の請負者は、契約後1 ～2週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行うこと。		工事による周辺の汚損は直ちに修復すること。尚、工事公害の解決は施工者において行うこと。		
	2. 協議に当たっては、別に定める「施工打ち合わせ記録簿」に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。		騒音・振動・粉塵その他を考慮して周辺環境の保全に努めること。		
	なお、協議日の設定については、請負者側が事前に監督員と連絡をとり設定しておくこと。				
	3. 協議に当たって、発注者側は監督員及び担当係長又は課長、請負者側は現場代理人及び主任技術者が出席とする。				
	4. 協議時、「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄は監督員が記入し、最後に確認を行い監督員・担当係長				
	又は課長の確認印を押印し、写しを現場代理人（主任技術者）が受け取ること。				

工事名	高山市図書館「煥章館」照明ＬＥＤ化改修工事		
図 名	特記仕様書		
縮 尺	-	番号	10枚の内 1号
設 計年月日	令和 8年 7月		
設 計	設計室A L L 株式会社	一級建築士 第206813号	古垣内 克幸
高 山 市			

電 気 設 備 工 事 仕 様 書

I. 工事概要

1. 工事名称
- 高山市図書館「煥章館」照明LED化改修工事
2. 工事場所
- 高山市馬場町
3. 工事項目
- 印内に番号記入のものと及び ◎印のみ適用する)

建物名称	高山市図書館				
工事項目					
○ 高圧受変電設備					
○ 自家発電設備 (太陽光)					
○ 蓄電システム設備					
○ 幹線設備					
○ 動力設備					
① 電灯設備					
○ 照明設備	○				
・ コンセント設備					
・ 電気暖房設備					
・ 設備					
○ 放送、電気時計設備					
○ ・ 館内放送設備					
・ 設備					
・ 設備					
・ 設備					
・ 電気時計設備					
○ 電話設備					
・ 電話配管設備					
・ 電話機器設備					
・ LAN設備					
○ 表示、警報設備					
・ トイレ呼出表示設備					
・ 警備保障会社用配管設備					
・ 設備					
・ 設備					
○ インターホン設備					
・ インターホン設備					
・ 設備					
○ テレビ共聴設備					
○ 防災設備					
・ 自動火災報知設備					
・ 自動閉鎖装置設備					
・ ガス漏れ警報設備					
・ 誘導灯設備					
○ 非常用照明設備	○				
・ 非常進入灯設備					
・ 非常用コンセント設備					
・ 非常警報設備					
・ 漏電火災警報設備					
・ 防災用照明他設備					
○ 避雷針設備					
○ 構内配電線路 (強電)					
○ 構内配電線路 (弱電)					
○					
○					

4. 別途工事

II. 工事仕様

1. 共通仕様
- （ ◎ 印のみ適用する）
- 特記仕様及び図面に記載なき事項は、全て下記仕様による。
- ◎ 工事請負契約書
- ◎ 公共建築工事共通仕様書（電気設備工事編） 令和7年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和7年版（ " ）
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事） 令和7年版（ " ）
- 公共住宅建設工事共通仕様書 令和7年版
- （国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 監修）
- ◎ 内線規程 第14版 2022（電気技術基準調査委員会編集）
- ◎ 放送機器、通信機器、その他弱電機器等の仕様は、各機材メーカー標準と読み替える。

2. 特記仕様（項目は番号に ○ 印記入のもの、選択式の特記事項は ◎ 印のみ適用する）

	項 目	特 記 事 項											
共 通 事 項	① 適用基準	設計図書等の適用優先順位は、原則として下記の通りとする。 1) 現場説明書 2) 特記仕様書 3) 設計図書 4) 共通仕様書 本工事に関係する法律、政令、省令、告示、条令、各地方公共団体の内 規基準、指針、指導等に準拠する。											
	3 使用材料	○ 本工事使用資材については、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン 、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの含まれる量等 に充分注意し資材の選定を行うこと。 ○ 上記が含まれる資材を使用する場合は係員と協議し、指定濃度となる よう枯らし期間を充分取り施工を行うこと。 ○ 高山市における「市有施設建設に伴うホルムアルデヒド等の室内空気 中の化学物質の抑制に関する措置について」に従いホルムアルデヒド 及び揮発性有機化合物の基準を定める。											
	4 ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物	<table><tr><td>ホルムアルデヒド</td><td>1 0 0 μ g / m³ (0. 0 8 p p m) 以下</td></tr><tr><td>トルエン</td><td>2 6 0 μ g / m³ (0. 0 7 p p m) 以下</td></tr><tr><td>キシレン</td><td>8 7 0 μ g / m³ (0. 2 0 p p m) 以下</td></tr><tr><td>スチレン</td><td>2 2 0 μ g / m³ (0. 0 5 p p m) 以下</td></tr><tr><td>エチルベンゼン</td><td>3. 8 0 0 μ g / m³ (0. 8 8 p p m) 以下</td></tr></table> ・ 請負者は上記の基準以下であることを別途建築工事が行う検査にて確 認し、工期内に引渡しを行うこと。又ホルムアルデヒド及び揮発性有 機化合物の濃度が基準値以上だった場合は、請負者が直ちに原因を特定 し汚染源の除去を行い再度検査確認をする。除去及び再検査に要し た費用の全ては請負者の負担とする。	ホルムアルデヒド	1 0 0 μ g / m ³ (0. 0 8 p p m) 以下	トルエン	2 6 0 μ g / m ³ (0. 0 7 p p m) 以下	キシレン	8 7 0 μ g / m ³ (0. 2 0 p p m) 以下	スチレン	2 2 0 μ g / m ³ (0. 0 5 p p m) 以下	エチルベンゼン	3. 8 0 0 μ g / m ³ (0. 8 8 p p m) 以下	
	ホルムアルデヒド	1 0 0 μ g / m ³ (0. 0 8 p p m) 以下											
	トルエン	2 6 0 μ g / m ³ (0. 0 7 p p m) 以下											
	キシレン	8 7 0 μ g / m ³ (0. 2 0 p p m) 以下											
	スチレン	2 2 0 μ g / m ³ (0. 0 5 p p m) 以下											
	エチルベンゼン	3. 8 0 0 μ g / m ³ (0. 8 8 p p m) 以下											
	⑤ 質 疑	本工事の設計図書に関する質疑は、工事着手前に確かめておかなければ ならない。設計図書に記載がなくとも、外観上、構造上、当然必要と認 められるものは、係員の指示に従い施工しなければならない。											
	6 材料試験	本工事に使用する材料の内、係員より指示あるものに關してはその成績 表を提出するか、又は係員の承認する試験所で試験を行い、承認を受け なくてはならない。尚試験に要する費用は全て請負者の負担とする。											
	⑦ 立合検査	下記の項目については、係員の立合検査を受け報告すること。 ○ 各種製品検査 ○ 各種仕上検査 ○ 工事中間検査及び竣工検査 建築主の希望、その他により設計変更が生じる時は、原則として当該工 事の見積書を予め提出し、承認を受けた後変更工事に着手する。尚この 場合の見積単価については契約時のものとする。但し、本工事施工にお いて工術上必要な微細なる工事変更については、係員の指示に従い請負 者の工事費負担により施工する。											
	⑧ 設計変更	請負者は本工事の全ての物件に対して、自己の負担をもって妥当な金額 の建設工事保険を掛けなければならない。											
	⑨ 損害保険 (火災保険含む)	書式、部数、時期等、係員の指示に従い遅滞なく係員に提出し承認を受け ること。											
	⑩ 提出書類	本工事と他工事との取合いは、別紙「工事区分表」による。											
	11 他工事との取合い	本工事施工に伴う既存設備の軽微な加工、改造は、本工事とする。											
	⑫ 既存との取合い	撤去及び取壊し工事は、事前に既存設備の概要を把握し、他に影響が及 ばないよう充分検討した上で着工する。											
	⑬ 撤去工事	撤去した後再利用する機器は、清掃及び絶縁測定の上、良品のみ使用する。 但し、機器品質の良否判定は、係員の指示に従う。											
	14 再利用機器	引渡しを要するものは係員の指定する場所に整理しリストを作成の上施 設管理者へ引渡す。又引渡しを要しないものは全て場外に搬出し下記の 建設廃棄物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。											
⑮ 発生材の処理	処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「岐阜県廃 棄物の適正処理に関する条例」「岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則」 の規定を遵守し適正に処理する。 混合物の処理については管理型最終処分場に持ち込むものとする。												
16 新築時廃棄物	工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出 する。 ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 木屑 ・ 石膏ボード ○ 鉄・アルミ・ステンレス屑 ・ ガラス・陶磁器屑 ・ 繊維屑 ・ プラスチック屑 下記の資材については再生資材を使用する。												
⑰ 再資源化施設への搬出	<table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>使用場所</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>プラント再生舗装 技術指針</td><td>構内アスファルト</td></tr><tr><td>再生クラッシャーラン</td><td>(日本道路協会)</td><td>アスファルト舗装下</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	資材名	規格	使用場所	再生加熱アスファルト混合物	プラント再生舗装 技術指針	構内アスファルト	再生クラッシャーラン	(日本道路協会)	アスファルト舗装下			
資材名	規格	使用場所											
再生加熱アスファルト混合物	プラント再生舗装 技術指針	構内アスファルト											
再生クラッシャーラン	(日本道路協会)	アスファルト舗装下											
18 再生資材の利用													
19 残土処分	場外搬出とする。												
20 配線器具	配線器具は、下記を標準とする。 ・ 大角形連用型 ・ ワイドハンドル型												

21 フラッシュプレート

22 別途工事

23 工事方法

プレートは、下記を標準とする。

- 樹脂製（洋風モダン）
- 新金属製
- 電力会社外線工事負担金
- 電話機器納入、取付
- C A T V 引込工事
- 有線放送引込及び機器納入、取付
- 通信システム移設工事
- E L V 工事
- 警備保障配線工事及び機器納入、取付
- テレビ電波障害に伴う電波測定調査及び電波障害対策設備
- 電力、電話等の引込方法、位置については、関係会社等と打合せの上、係員の指示に従う。
- 建築基準法及び消防法で定められた非常用電源回路には、赤色で用途を明記する。
- 分電盤からの立上り予備配管として、予備の配線用遮断器が4個以下の場合はP F 2 2 を1本、5個以上の場合は2本以上天井裏まで立上げる。（露出配管の場合はC－2 5 とする）
- 配管工事のみで電線を入線しない場合は、導入線（1．2 m / m ビニル被覆鉄線）を挿入する。
- 鋼製電線管の露出部分の塗装箇所は、係員の指示による。（エッチングプライマー下処理の後、指定色O P 2 回塗り）
- 位置ボックスは、原則としてアウトレットボックスとする。
- 建物内で、配管の1区間が3 0 m 以上となる場合は、途中にプルボックス又はジョイントボックスを設ける。
- F P 板（スタイロフォーム等）打込みの部分に取付ける位置ボックスには、保温及び結露防止処置を施す。（外壁部のみ）
- ジョイントボックス等、配線器具を実装しない位置ボックスに取付けるプレートには、用途を明記する。
- 分電盤、制御盤及び端子盤には、盤名称を記したネームプレート（樹脂製、エッチング文字）を設ける。
- フロアプレートは砲金製で、水平高低調整リング付とする。
- 接地工事は下記による。

接 地 の 種 類	記 号	接 地 抵 抗 値
・ 共 同 接 地	E _A 、E _B 、E _D	1 0 Ω 以下
・ 第 A 種	E _A	1 0 Ω 以下
・ 第 B 種	E _B	Ω 以下
・ 第 D 種	E _D	1 0 0 Ω 以下
・ 避 雷 設 備	E _L	1 0 Ω 以下
・ 交 換 機 備	E _t	1 0 Ω 以下
・ 通 信 用	E _t 1	1 0 Ω 以下
・ "	E _t 3、E _A	1 0 0 Ω 以下

- 接地極の附近には接地極埋設標を設け、種別、埋設位置、深さ、埋設年月日、接地抵抗測定値を明記する。
- 防火区画貫通部の耐火処置の様子は下記とする。
(イ) 建築基準法 告示 第 3 1 8 3 号に準拠
(ロ) (財) 日本建築センター (B C J) 防災評定品の使用
引渡し後、原則として5年以内（特に指定のある工種を除く）において、工事不良の為生じたと認められる損害等については、請負者の費用負担にて迅速丁寧に改修しなければならない。ただし工事不良が故意又は重大な過失により生じた場合は1 0 年間とする。
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」より、C O R I N S（工事実施情報サービス）への登録を原則とする。
- 別途機器への接続は、本工事とする。
- 姿図の寸法、形状は参考とする。
- 本設計図書は、既存建物の新築時に於ける設計図に基づいて作成されている。 従って新築時の納まり、取合い等による変更、又は竣工後に行われた増改築及び設備の増設等により、既存の状態と既存図面との間に差異が生じ、本設計図書によることが困難な場合は、係員と打合せの上、その指示に従う。

②4 工事保証

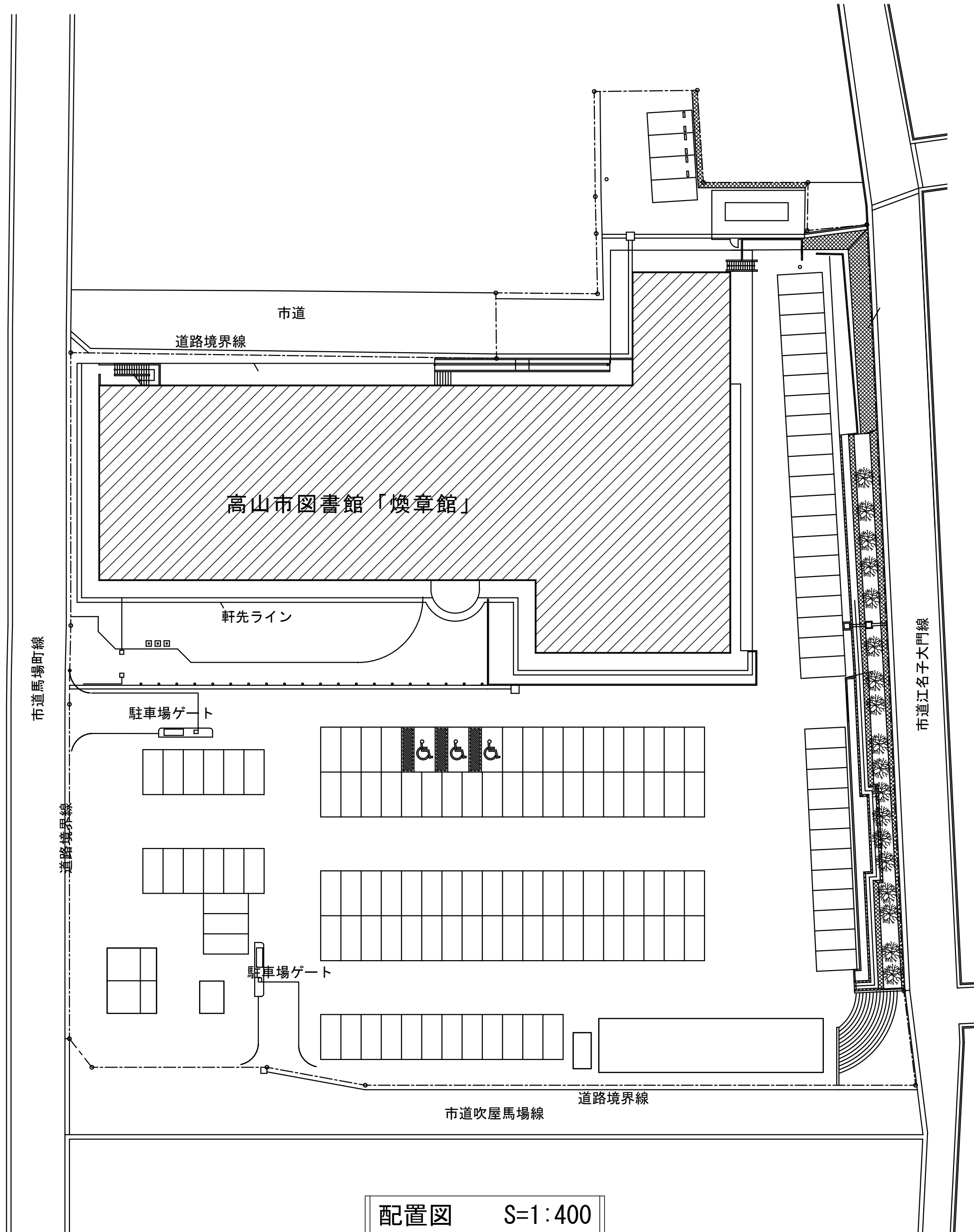
②5 技術管理

②6 そ の 他

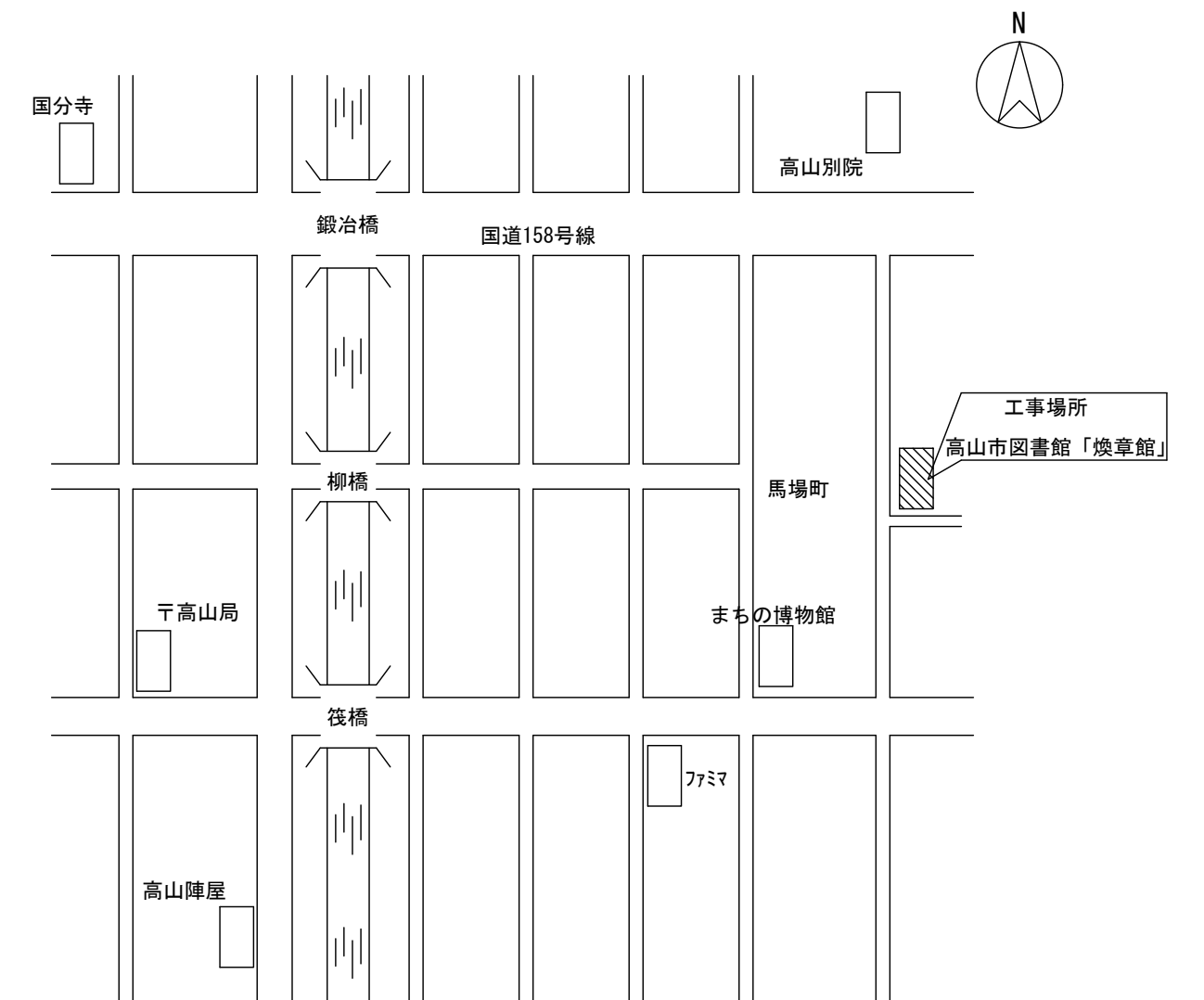
○ 高圧受変電設備	1 電 気 方 式	・ 一次側 三相3線式 6, 6 0 0 V ・ 二次側 三相3線式 2 0 0 V ・ " 三相3線式 2 1 0 / 1 0 5 V ・ " 相 線 式 V 三相: K V A 単相: 7 5 K V A 高圧進相コンデンサ: K v a r ・ キュビクル型 ・ 高圧閉鎖型 ・ 開放型 ・ 本工事 ・ 別途工事（建築） ・ 第1種接地、第3種接地及び特別第3種接地の接地極は共用し、その接地抵抗値は1 0 Ω 以下とする。 ・ 高圧地絡保護装置がある場合には、第2種接地極も共用とする。 ・ 本工事は既設仕様と同等の更新工事とする。
	2 変 圧 器 容 量	
	3 コンデンサ容量	
	4 盤 形 式	
○ 自家発電設備	5 接 地	
	6 そ の 他	
	1 電 気 方 式	三相3線式 2 0 0 V ・ 非常用（防災設備） ・ 常用（一般電源） ・ 併用 建築基準法に ・ 準拠する ・ 準拠しない 消防法に ・ 準拠する ・ 準拠しない 太陽光設備、蓄電池設備の機器の調整等は、メーカー責任施工とする。
	2 用 途	
○ 幹線設備	3 施 工 仕 様	
	4 そ の 他	
	1 電 気 方 式	・ 動 力 三相3線式 2 0 0 V ・ " 三相4線式 V ・ 電 灯 単相3線式 2 0 0 / 1 0 0 V ・ " 単相2線式 2 0 0 V ・ " 単相2線式 1 0 0 V ・ 鋼製電線管 ・ 合成樹脂可とう電線管（P F） ・ 硬質ビニル電線管（V E） ・ 金属ダクト ・ ケーブルラック ・ 線び配線 ・ ケーブル配線 ・
	2 配 線 方 法	
○ 動力設備	3 分 電 盤	ドアの裏面の充電部には、感電防止処置を施す。
	4 そ の 他	・ 本工事は既設仕様と同等の更新工事とする。
	1 電 気 方 式	三相3線式 2 0 0 V ・ 鋼製電線管 ・ 合成樹脂可とう電線管（P F） ・ 硬質ビニル電線管（V E） ・ 金属ダクト ・ ケーブルラック ・ 線び配線 ・ ケーブル配線 ・
	2 配 線 方 法	
○ 電灯設備	3 照 明 器 具 の 吊 ボ ル ト	(イ) 蛍光灯器具で2 0 W x 2 灯、4 0 W x 1 灯以上の一般照明器具、及び2 0 W x 1 灯以上の電源内蔵型非常用照明器具、又はその他の照明器具（白熱灯等）で重量が6 k g を超える器具は、構造体より吊ボルト（6 φ 以上）を使用して支持する。（蛍光灯器具は1 灯当たり2 本以上、その他の器具は係員の指示による本数） 但し、構造体より吊り難い場合は、野縁受け、又は他の吊ボルト（電線管用、照明器具用、天井吊用等）間に鋼綱等を渡し、それから吊り下げて支持する。 (ロ) その他の照明器具は、上記による他、位置ボックスにネジ止め、又はフィックスチュアスタッド等を使用し支持する。 (ハ) 特殊な照明器具は、上記による他、係員の指示による。 (ニ) 照明器具を木、その他可燃物に取付ける場合は、遮熱を考慮する。 ・ ワンタッチ飛び出し型 ・ インナー型 ・ ハイテンション型 ・ （フリーアクセスフロア用）
	4 床付コンセント	
	⑤ 照度測定	改修前後に照度測定を行い測定結果を係員に提出。

原設計図
【 A 2 】

工事名	高山市図書館「煥章館」照明 L E D 化改修工事		
図 名	特記仕様書（電気設備）		
縮 尺	-	番号	10枚の内 2号
設 計 年月日	令和 8 年 7 月		
設 計	設計室 A L L 株式会社	一級建築士 第206813号 古垣内 克幸	
高 山 市			



配置図 S=1:400



案内図

工 事 名	高山市図書館「煥章館」照明LED化改修工事			
図 名	配置図・案内図			
縮 尺	1/400	番号	10枚の内 3号	
設 計 年 月 日	令和 8年 7月			
設 計	設計室A L L株式会社		一級建築士 第206813号 古垣内 克幸	
高 山 市				

撤去照明器具

- ①

西側 男子・女子便所
A1 - 6
A2 - 2
B1 - 2
- ②

西側 便所入口
A1 - 3
- ③

児童閲覧室
C1 - 168
- ④

マルチメディアコーナー
C1 - 63
- ⑤

対面朗読室・点音訳室
F1 - 2
- ⑥

サークル作業室
F2 - 1
- ⑦

展示コーナー
A1 - 16
G1 - 8
- ⑧

多目的ロビー
A1 - 22
A3 - 3
B1 - 2
C2 - 1
- ⑨

ポーチ
D1 - 5
- ⑩

控室
J1 - 4
- ⑪

風除室
A1 - 2
J2 - 4
- ⑫

東側 男子・女子便所
A1 - 8
B1 - 2
C2 - 1
- ⑬

多目的便所
J3 - 1
- ⑭

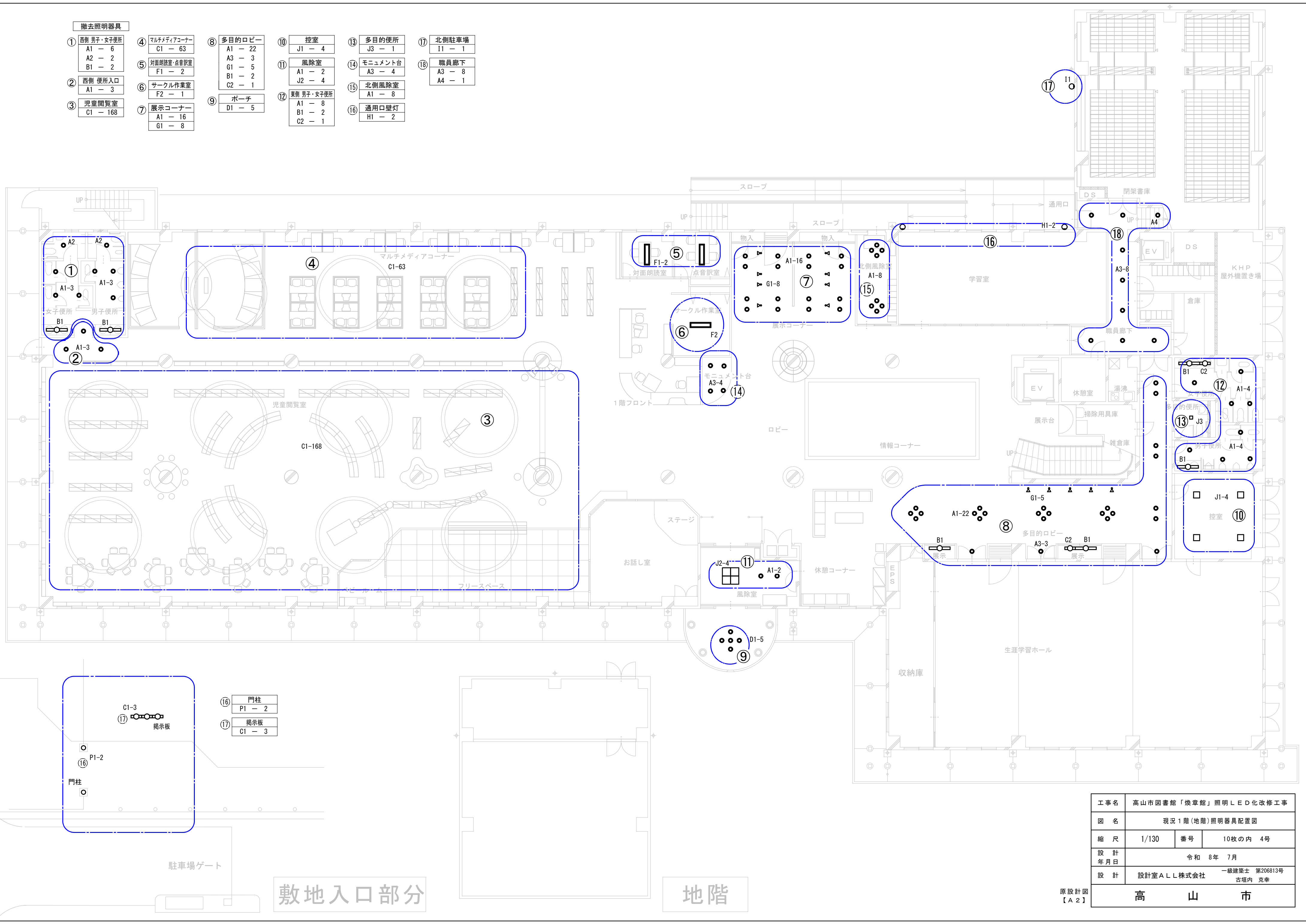
モニュメント台
A3 - 4
- ⑮

北側風除室
A1 - 8
- ⑯

通用口壁灯
H1 - 2
- ⑰

北側駐車場
I1 - 1
- ⑱

職員廊下
A3 - 8
A4 - 1



工 事 名	高山市図書館「煥章館」照明LED化改修工事		
図 名	現況1階(地階)照明器具配置図		
縮 尺	1/130	番 号	10枚の内 4号
設 計 年 月 日	令和 8年 7月		
設 計	設計室A L L株式会社		一級建築士 第206813号 古垣内 克幸
高 山 市			

改修照明器具

- ① 西側 男子・女子便所
A1 - 6
A2 - 2
B1 - 2
- ② 西側 便所入口
A1 - 3
- ③ 児童閲覧室
C1 - 168

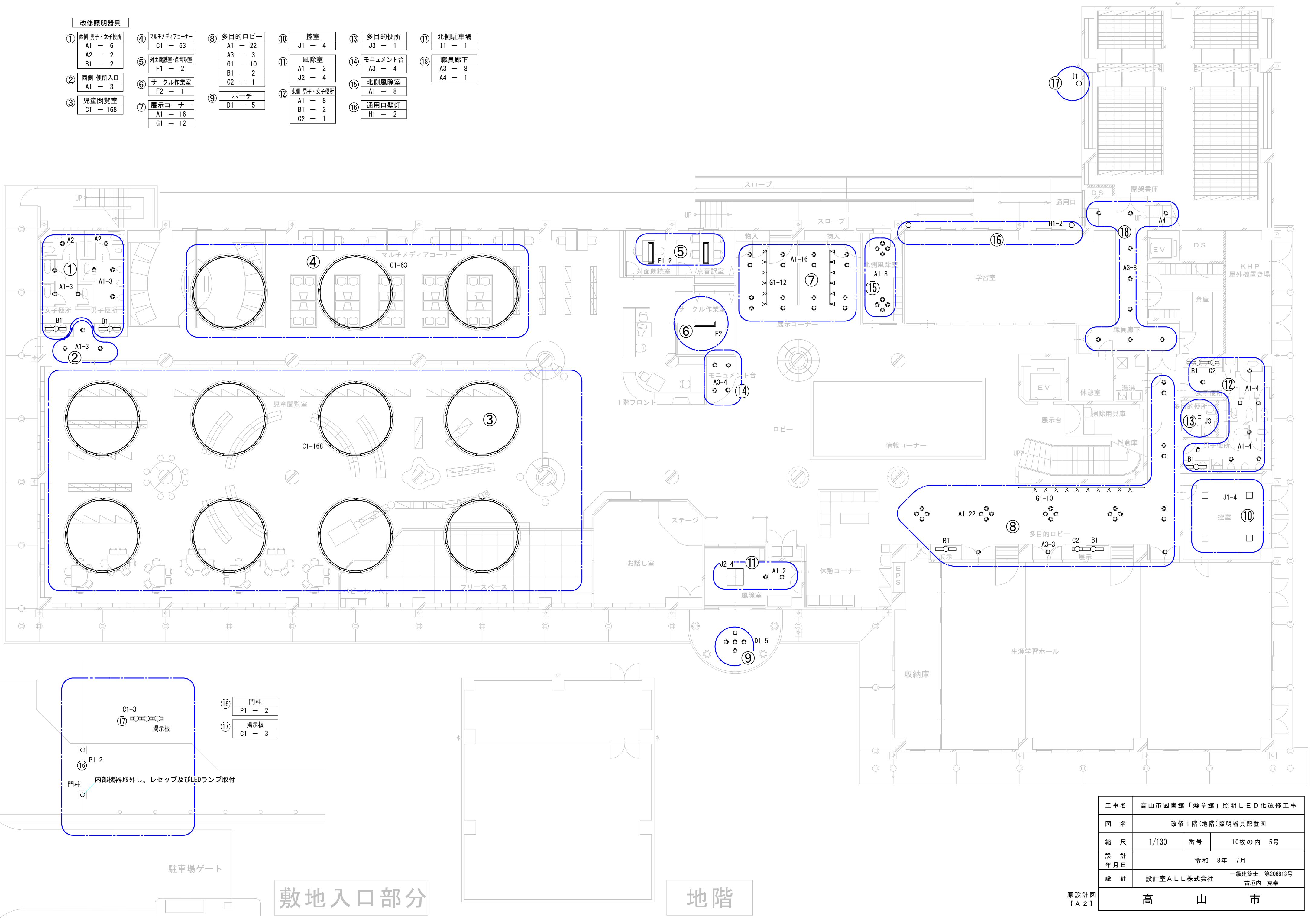
- ④ マルチメディアコーナー
C1 - 63
- ⑤ 対面朗読室・点音訳室
F1 - 2
- ⑥ サークル作業室
F2 - 1
- ⑦ 展示コーナー
A1 - 16
G1 - 12

- ⑧ 多目的ロビー
A1 - 22
A3 - 3
B1 - 10
B2 - 2
C2 - 1
- ⑨ ポーチ
D1 - 5

- ⑩ 控室
J1 - 4
- ⑪ 風除室
A1 - 2
J2 - 4
- ⑫ 東側 男子・女子便所
A1 - 8
B1 - 2
C2 - 1

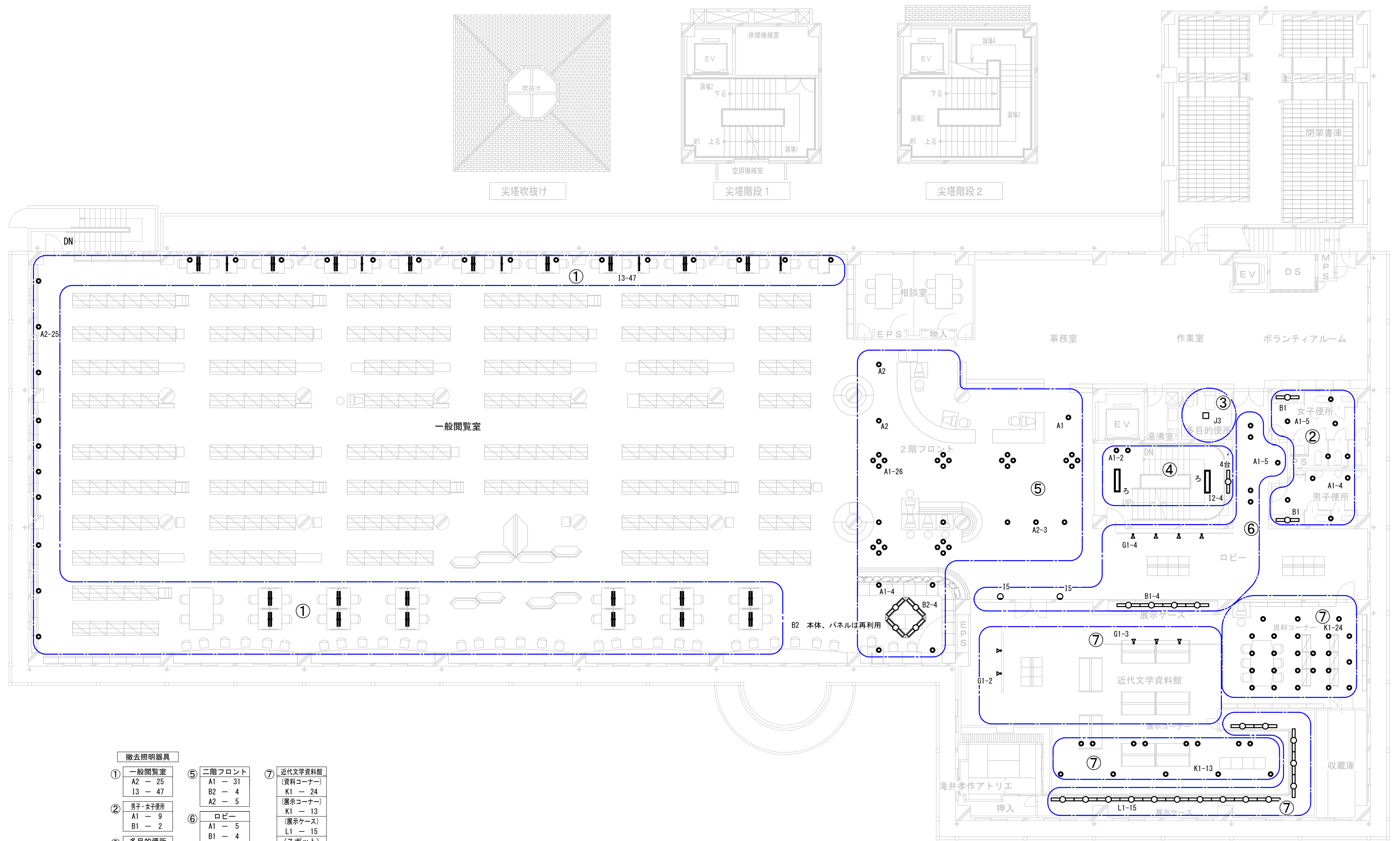
- ⑬ 多目的便所
J3 - 1
- ⑭ モニュメント台
A3 - 4
- ⑮ 北側風除室
A1 - 8
- ⑯ 通用口壁灯
H1 - 2

- ⑰ 北側駐車場
I1 - 1
- ⑱ 職員廊下
A3 - 8
A4 - 1



工事名	高山市図書館「煥章館」照明LED化改修工事		
図 名	改修1階(地階)照明器具配置図		
縮 尺	1/130	番号	10枚の内 5号
設 計 年 月 日	令和 8年 7月		
設 計	設計室A L L株式会社	一級建築士 第206813号 古垣内 克幸	
高 山 市			

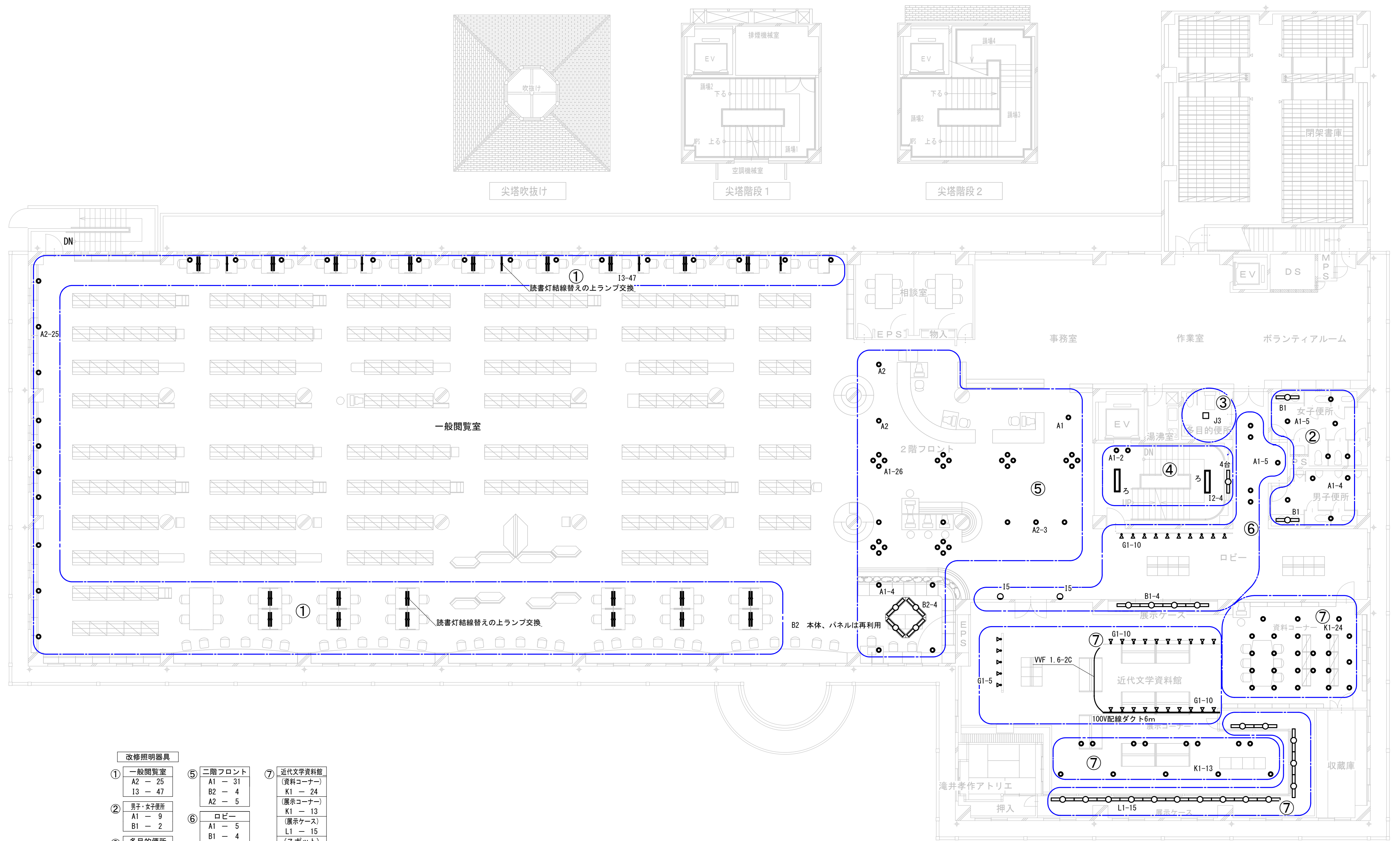
原設計図
【A2】



撤去照明器具		
① 一般閲覧室	⑤ 二階フロント	⑦ 近代文学資料館
A2 - 25	A1 - 31	(資料コーナー)
I3 - 47	B2 - 4	K1 - 24
	A2 - 5	(展示コーナー)
② 男子・女子便所	⑥ ロビー	K1 - 13
A1 - 9	A1 - 5	(展示ケース)
B1 - 2	B1 - 4	L1 - 15
③ 多目的便所	G1 - 4	(スポット)
J3 - 1	I5 - 2	G1 - 5
④ 階段室		
ろ - 2		
A1 - 2		
I2 - 4		

原設計図
【A2】

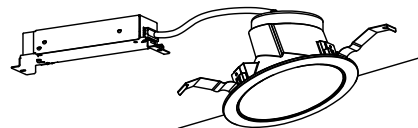
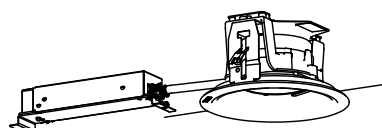
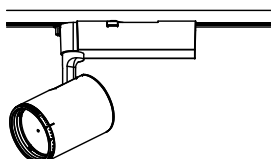
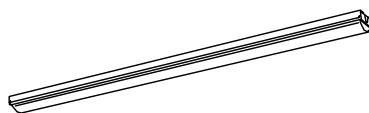
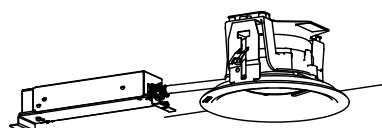
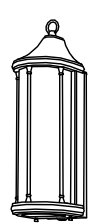
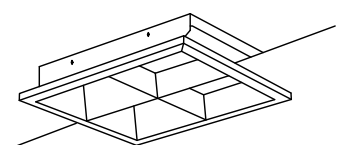
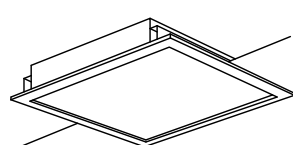
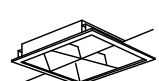
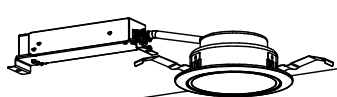
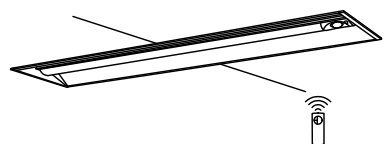
工事名	高山市図書館「煥章館」照明LED化改修工事		
図名	現況2階・突塔照明器具配置図		
縮尺	1/130	番号	10枚の内 6号
設計年月日	令和 8年 7月		
設計	設計室A L L株式会社	一級建築士 第206813号 古垣内 克幸	
高山市			



改修照明器具		
① 一般閲覧室	⑤ 二階フロント	⑦ 近代文学資料館
A2 - 25	A1 - 31	(資料コーナー)
I3 - 47	B2 - 4	K1 - 24
	A2 - 5	(展示コーナー)
② 男子・女子便所		K1 - 13
A1 - 9	⑥ ロビー	(展示ケース)
B1 - 2	A1 - 5	L1 - 15
	B1 - 4	(スポット)
③ 多目的便所	G1 - 10	G1 - 25
J3 - 1	15 - 2	
④ 階段室		
ろ - 2		
A1 - 2		
I2 - 4		

原設計図
【A2】

工事名	高山市図書館「煥章館」照明LED化改修工事		
図名	改修2階・突塔照明器具配置図		
縮尺	1/130	番号	10枚の内 7号
設計年月日	令和 8年 7月		
設計	設計室A L L株式会社	一級建築士 第206813号 古垣内 克幸	
高山市			

A1 （参考）XND1569WNK LE9 1670 lm 5000K	A4 （参考）XND1061AN LE9 880 lm 5000K	B1 （参考）XFX440NEN LE9 4000 lm 5000K	C1 （参考）XFX200NEN LE9 800 lm 5000K	D1 （参考）XNW1562WL LE9 1485 lm 3000K	F1 （参考）XFX460ULN LE9 コンフォート 6370 lm 5000K	G1 （参考）NTS02502W LE1 3500K
A2 （参考）XND2069WNK LE9 2035 lm 5000K	 LED内蔵、電源ユニット内蔵	B2 （参考）XFX450NEN LE9 5200 lm 5000K	C2 （参考）XFX210NEN LE9 1600 lm 5000K	 パネル：アクリル（透明） LED内蔵、電源ユニット内蔵、軒下用（防雨型）	F2 （参考）XFX469UEN LE9 6680 lm 5000K	 100V配線ダクト取付型 LED内蔵＜ワンコア（ひと粒）タイプ＞、電源ユニット内蔵 可変配光型、一般光色タイプ、狭角～広角 配光調整機能付 灯具：アルミダイカスト（ホワイトつや消し仕上） 電圧：100V、首振角度約90度、水平回転角度360度
A3 （参考）XND1069WNK LE9 1035 lm 5000K		 ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 電源装置はライトバー側に内蔵	 ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 電源装置はライトバー側に内蔵		 パネル：アクリル（透明） LED内蔵、電源ユニット内蔵、軒下用（防雨型）	
H1 （参考）LGWC85022U 207 lm 2700K	J1 （参考）XL364LWV LA9 4300 lm 5000K	J2 （参考）XL574PFVZ LA9 5700 lm 5000K	J3 （参考）XL553LWVK LE9 3020 lm 5000K	K1 （参考）XND1559WNK LE9 1660 lm 5000K	L1 （参考）XFX460WEV LE9 6330 lm 3500K	
 カバー：アクリル（乳白） アルミダイカスト（オフブラック） 点灯照度調整機能付 防雨型、ツマミネジ方式、PaP1Rs・明るさセンサ付、壁直付型	 □350、マルチコンフォート15 点灯ユニット（カバー）：ポリカーボネート（乳白）	 □450、乳白パネル パネル：アクリル（乳白）	 □275、マルチコンフォート15 パネル：アクリル（乳白）	 LED内蔵、電源ユニット内蔵	 ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 電源装置はライトバー側に内蔵	
ろ （参考）XDL453UGNLE9 5040 lm 5000K						
 非常時：1100lm、蓄電池：ニッケル水素電池 非常用LEDレンズ：ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート（乳白） 常時：ライトバー点灯、非常時：本体組込LED（一般出力型）点灯 リニューアル専用、非常灯評定番号：LALEO27 自己点検スイッチ付、充電モニタ（緑）、点検スイッチ付						

工事名	高山市図書館「煥章館」照明LED化改修工事		
図名	照明器具姿図		
縮尺	-	番号	10枚の内 8号
設計年月日	令和 8年 7月		
設計	設計室ALL株式会社	一級建築士 第206813号 古垣内 克幸	
高山市			

